

平成26年地方自治法施行令の一部改正について

(地方自治法施行令に係る財務関係)

1. 一般競争入札の参加者の資格に関する事項

(第167条の4第1項・第2項関係)

今回の改正

※平成25年の国の会計制度の改正内容を踏まえたもの。

- 地方公共団体が行う一般競争入札に参加させることができない者に、指定暴力団員等を追加する。
- 地方公共団体が行う一般競争入札に参加させないことができる者の要件として、以下の内容を追加する。
 - ・ 契約の履行に当たり、「その他の役務」（サービスの提供）を粗雑に行ったと認められるとき
 - ・ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったと認められるとき

2. 施行期日

- 平成26年11月1日（地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行の日）